

電子情報通信学会 コンピュータシステム研究専門委員会 表彰規定

2020 年 7 月 31 日 研究専門委員会承認

第 1 章 総則

第 1 条

この規定は電子情報通信学会、定款第 4 条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、コンピュータシステム研究専門委員会が行う表彰について定める。

第 2 条 表彰の種類は、「研究会優秀若手発表賞」とする。

第 2 章 研究会優秀若手発表賞

第 3 条 以下に挙げる条件を全て満たす者を対象とする

1. 本研究会の発表として申込みを行い、本研究会が主催する第 1 種研究会において特に優秀な発表を行った者。ただし、情報処理学会システム・アーキテクチャ研究会（IPSJSIGARC）との共催研究会においては、IPSJ-SIGARC の発表として申込みを行った者を含む。
2. 当該発表年度 4 月 1 日において、35 歳以下である者。
3. 当該年度に研究会優秀若手発表賞を受賞していない者。
4. 当該発表の研究会で SIGARC 研究会賞を受賞していない者。

第 4 条 表彰件数は、研究会ごとに発表件数の 10% 程度とする。

第 5 条 表彰式を各年度に 1 回以上開催し、受賞者に賞状と賞金を授与する。ただし、賞金は受賞 1 件につき 5000 円とする。

第 3 章 選考方法

第 6 条 研究会ごとに、本規定第 3 条に定める条件を満たす受賞者を、本規定第 4 条に定める件数選考する。

第 7 条 CPSY 専門委員および SIGARC 運営委員を有権者とし、投票もしくは採点による評価にもとづき選考する。ただし、当該研究会に出席の有権者が少ない場合は、聴講者の中から十分な知識と経験を持つと考えられる人物を有権者に加えることができる。

第 8 条 選考は以下に定める手順によるものとする。

1. 各研究会において、担当委員が投票有権者に別紙に定める評価用紙を配布する。
2. 当該発表会終了後、評価用紙を回収し、予め定められた評価方式により上位から受賞者を決定する。受賞条件を満たさない者が上位に入っていた場合には繰り上げを行う。
3. 専門委員長に投票権はなく、決着がつかない場合のみ投票を行う。
4. 専門委員長は、受賞者が決定次第速やかに専門委員および本人に通知し、受賞者を本研究会 Web ページに掲載する。

付則

1. 本規定、および別紙に定める評価用紙の改定は、研究専門委員会の承認を得て行うものとする。
2. 本規定はコンピュータシステム研究専門委員会の Web サイトで公開するものとする。
3. 本表彰規定は 2020 年 6 月 1 日より施行する。

(2020 年 11 月 10 日改訂)

以上